

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険資格管理・給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽幌町は、国民健康保険資格管理・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な処置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道羽幌町長

公表日

令和8年3月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険資格管理・給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき、資格の管理、保険証の発行、レセプトの管理、療養費等の給付、統計処理等を行うものである。 羽幌町における国民健康保険の適正かつ効率的な運営のため、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いた以下の事務で取り扱う。 ①被保険者資格の取得・異動等に関する事務 ②資格確認書等に関する事務 ③医療保険の給付に関する事務 ④保健事業に関する事務 ⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
③システムの名称	市町村事務処理標準システム、国保総合システム、国保情報集約システム、国保データベースシステム(KDB)、特定健診管理システム、統合宛名システム、中間サーバ、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格情報ファイル、国保負担区分ファイル、国保給付情報ファイル、宛名情報ファイル、国保資格更新ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 44の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、第22条(特定情報の提供)及び別表44の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	羽幌町福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	羽幌町(総務課) 苫前郡羽幌町南町1番地の1 0164-62-1211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	羽幌町(総務課) 苫前郡羽幌町南町1番地の1 0164-62-1211
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会ができる端末は、必要最小限の職員しかログインできないように設定しており、離席時のログアウトの徹底も呼びかけているため、権限のない者により特定個人情報を不正に使用されるリスクへの対策は十分である。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月1日	I.1.②	羽幌町における国民健康保険の適正かつ効率的な運営のため、国民健康保険法及び行政手	羽幌町における国民健康保険の適正かつ効率的な運営のため、国民健康保険法及び行政手	事前	制度改正による
令和2年5月1日	I.1.③	市町村事務処理標準システム、国保総合システム、国保情報集約システム、国保データベース	市町村事務処理標準システム、国保総合システム、国保情報集約システム、国保データベース	事前	制度改正による
令和2年5月1日	I.3	番号法第9条第1項 別表第一 30の項	番号法第9条第1項 別表第一 30の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞	事前	制度改正による
令和2年5月1日	I.4.②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、第22条(特定情報の提供)及び別表第	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、第22条(特定情報の提供)及び別表第	事前	制度改正による
令和2年5月1日	II.1	平成31年1月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	評価書の再実施に伴い、計数時点を最新のものに更新
令和2年5月1日	II.2	平成31年1月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	評価書の再実施に伴い、計数時点を最新のものに更新
令和3年6月24日	I.4.②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、第22条(特定情報の提供)及び別表第	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、第22条(特定情報の提供)及び別表第	事前	令和3年9月1日より適用
令和3年6月24日	II.1	令和2年3月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年6月24日	II.2	令和2年3月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和8年3月23日	I.1.②事務の概要	②被保険者証等に関する事務	②資格確認書等に関する事務	事後	
令和8年3月23日	I.2.特定個人情報ファイル名	保険証更新ファイル	国保資格更新ファイル	事後	
令和8年3月23日	I.3.法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条第1項 別表 44の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和8年3月23日	I.4.②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、第22条(特定情報の提供)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、58、62、80、87、93、97、106の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42、43、44の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、第22条(特定情報の提供)及び別表44の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月23日	II.1.評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計	令和3年5月31日 時点	令和7年12月31日 時点	事後	
令和8年3月23日	II.2.特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ	令和3年5月31日 時点	令和7年12月31日 時点	事後	
令和8年3月23日	IV 8.人手を介在させる作業		新規項目	事後	
令和8年3月23日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策		新規項目	事後	